

下水道管路施設包括的維持管理等業務委託（統括管理業務）
仕様書

第1章 総則

1. 適用範囲

- (1) 本仕様書は、下水道管路施設包括的維持管理等業務委託（統括管理業務）（以下「本業務」という。）に適用する。
- (2) 本仕様書及び下水道管路施設包括的維持管理等業務委託に係る図書（以下「設計図書」という。）に疑義が生じた場合は、姫路市の指示又は受注者との協議により決定するものとする。
- (3) 受注者は、適切な手順に従って、次の各号に示す工種及び関連する作業を行うものとする。
(ア) 統括マネジメント工

2. 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示とは、姫路市の発議により、監督員が受注者に対し、監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受注者の発議により、受注者が監督員に報告し、監督員が了承することをいう。
- (3) 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で、合議することをいう。

3. 法令等の遵守

- (1) 受注者は、本業務を実施するにあたり、次に掲げる法律及びその他の関係法令、条例、規則等並びに当市が他の企業等と締結している協定を遵守しなければならない。

ア 労働基準法	(昭和22年法律第49号) 及び同法関連法規
イ 労働者災害補償保険法	(昭和22年法律第50号) 及び同法関連法規
ウ 港則法	(昭和23年法律第174号) 及び同法関連法規
エ 消防法	(昭和23年法律第186号) 及び同法関連法規
オ 建設業法	(昭和24年法律第100号) 及び同法関連法規
カ 建築基準法	(昭和25年法律第201号) 及び同法関連法規
キ 文化財保護法	(昭和25年法律第214号) 及び同法関連法規
ク 港湾法	(昭和25年法律第218号) 及び同法関連法規
ケ 毒物及び劇物取締法	(昭和25年法律第303号) 及び同法関連法規
コ 道路法	(昭和27年法律第180号) 及び同法関連法規

サ	下水道法	(昭和33年法律第79号)及び同法関連法規
シ	中小企業退職金共済法	(昭和34年法律第160号)及び同法関連法規
ス	道路交通法	(昭和35年法律第105号)及び同法関連法規
セ	河川法	(昭和39年法律第167号)及び同法関連法規
ソ	騒音規制法	(昭和43年法律第98号)及び同法関連法規
タ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(昭和45年法律第137号)及び同法関連法規
チ	水質汚濁防止法	(昭和45年法律第138号)及び同法関連法規
ツ	労働安全衛生法	(昭和47年法律第57号)及び同法関連法規
テ	振動規制法	(昭和51年法律第64号)及び同法関連法規
ト	環境基本法	(平成5年法律第91号)及び同法関連法規
ナ	酸素欠乏症等防止規則	(昭和47年法律第42号)及び同法関連法規
ニ	兵庫県産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例	(平成15年条例第23号)及び同法関連法規
ヌ	姫路市産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例	(平成15年条例第31号)及び同法関連法規

(2) 使用人に対する、諸法令等の運用、適用は、受注者の負担と責任のもとで行うこと。

(3) 適用を受ける諸法令は、改定等があった場合は最新のものを使用すること。

4. 手続き及び提出書類

(1) 受注者は、契約締結後すみやかに必要書類を提出し承諾をうけたのち着手すること。

(2) 提出した書類の内容を変更する必要があるときは、ただちに変更届を提出すること。

(3) 受注者は、別途定める報告書を指示された時期に提出すること。

(4) 作業が完了したときは、すみやかに必要書類を提出すること。

5. 業務実施体制

(1) 受注者は、本件契約締結後、速やかに本業務全般の責任者となる統括管理責任者を配置し、業務実施の体制を整えなければならない。

(2) 受注者は、履行期間を通じて統括管理責任者等(ただし、統括管理責任者が不在又は欠けたときには、その職務を代理する者)を常駐させて、所定の業務に従事させなければならない。

(3) 受注者は、本業務において、姫路市及び住民等の要請があった場合、その対象場所に概ね1時間以内に到着できる場所に業務事務所を構えること。また、緊急を要する際は、要望受付から現場到着まで、原則1時間以内に現場に到着でき、現場の状況確認及び迅速な対応が可能な体制を整えること。

6. 下請人の届出

- (1) 受注者が、本業務の一部について下請負をさせる場合は、着手に先立ち、下請負人使用状況届（再委託届）により、下請負人の名称、下請負人の範囲、下請負人に対する指導方法等について、届け出なければならない。履行期間中、下請人を変更する場合も同様とする。
- (2) 本業務の実施にあたっては、著しく不適當であると認められる下請負人は、交替を命ずることがある。この場合受注者は、直ちに必要な措置を講じなければならない。

7. 地先住民との協調

- (1) 受注者が、作業にあたり地先住民等と協議を必要とするとき、又は要望、交渉があったときは、遅滞なく監督員に申し出て指示を受け、誠意をもって協議し、その結果は、すみやかに報告すること。
- (2) 受注者は、いかなる名目であっても、地先住民からこの作業について報酬等をうけてはならない。作業員等の当該行為については、受注者がその責任を負うものとする。

8. 損害賠償及び補償

- (1) 受注者は、下水道工作物に損傷を与えたときは、ただちに監督員に報告し、その指示によるとともに、すみやかに原形に復旧しなければならない。
- (2) 受注者は、作業に当たり万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償の全責任を負うものとする。

9. 工程管理

- (1) 受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適切に行うこと。
- (2) 予定の工程表と、実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて、調査の円滑な進行を図ること。
- (3) 受注者は、毎月末、月次報告書により、本業務の進捗状況を監督員に報告すること。
- (4) 日程の都合上、履行期間に含まれていない日（祝日、休日等）に調査を行う必要がある場合は、あらかじめ、その調査内容、調査時間等について、監督員の承諾を得ること。

第2章 統括マネジメント工

統括マネジメント工は、本件契約の全てを統括することにより、下水道事業に必要とされるサービスを提供し、事業者の適切な業務環境を創出することに加え、本市のパートナーとして、本市が行う業務についても助言・協力を行い、下水道事業の経営に貢献することを目的とする。

当該工種の要求水準は以下のとおりとする。

- (1) 統括管理責任者の職務は、次のとおりとする。
 - (1) 維持管理委託契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うこと。
 - (2) 設計委託契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うこと。
 - (3) 建設請負契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うこと。
 - (4) 前三号に掲げる契約に係る業務の最高責任者として、委託業務の従事者に対して指揮及び監督を行うとともに、技術の向上及び事故の防止に努めること。
 - (5) 本要求水準書及び仕様書等により、業務の目的及び内容を十分理解し、施設の機能を把握することにより、業務の適性かつ円滑な遂行を図ること。
 - (6) 常に状況を的確に掌握し、いかなる場合においても対処できる体制の確保に努めること。
 - (7) 第1号から第3号に掲げる契約に係る業務の実施に当たっては、事業者側の窓口となり、監督員との連絡を密にし、必要に応じて協議を行うこと
- (2) 統括管理責任者は、以下の対応を行うこと。
 - (1) 全ての業務内容を理解した上で、本件各業務を一元的に管理し、効率的、効果的かつ安定的な一体的サービスとして実施できるよう本件各業務間の調整を行うこと。
 - (2) 計画書に基づき、遅延等が発生していないかを管理すること。進捗に遅れを確認したときは、速やかに監督員に報告を行うとともに、必要な措置等を講ずること。
 - (3) 本件各業務で生じる課題や本市からの求めに対し、迅速かつ相応な対応を行うこと。
 - (4) 現場状況や対応内容について、本件各業務の責任者等へ指示を行うとともに、その結果を監督員に報告すること。
 - (5) 本件各業務の実施に当たり、マネジメント技術を駆使し、スケジュール、コスト、品質の適切なコントロールを行い、円滑な業務の推進に資すること。
 - (6) P D C Aの考えを取り入れたセルフモニタリングを通じ、本件契約に関係する全ての事業者を取りまとめ、履行期間にわたり業務要求水準を満たしたサービスを提供し続けること。
 - (7) 事業者が実施する本件各業務について、業務横断的に業務実施手順又は業務実施体制を見直し、作業の効率化に配慮し、業務プロセスを再編・再構築してこれを機能させ、サービスの質の向上を図るよう努めること。
 - (8) 本市と事業者との間のコミュニケーションを密にし、住民サービスレベルの向上を常に意識した上で、これを本件契約に反映するよう努めること。
- (3) 本件施設の健全度を常時把握した上で、本件各業務に反映すること。なお、健全度については、詳細調査が未実施のときは、国土交通省国土技術政策総合研究所が公開している「下水道管きょ健全率予測式」等を用いて予測することも可能とする。
- (4) 下水道施設全体を俯瞰して将来にわたる改築需要を勘案しつつ、維持管理、修繕・改築の一体的な最適化を図り、将来の環境の変化に柔軟に対応し得る業務提供体制を構築すること。

- (5) 本件各業務に係る手順等を記録して、これを統括管理するためのマネジメント用マニュアルを作成すること。
- (6) 本件契約における本市のパートナーとして、下水道事業の健全な経営への貢献の視点を持ち、事業者が自ら行う業務範囲において業務プロセスを最適化するだけでなく、本市が行う業務範囲をも含めた業務プロセスの最適化についても助言を行うこと。

第3章 その他

1. 調査の完了

本業務を終了し、所定の書類が提出された後、姫路市検査員の検査をもって完了とする。

2. 検査

- (1) 受注者は、検査員が必要と判断した場合、中間検査及び完了検査に立会うこと。
- (2) 受注者は、検査のために必要な資料（点検・調査計画、修繕・改築計画、電子データ等）を検査員の指示に従い提出すること。なお、これに要する費用はすべて受注者の負担とする。

3. その他

- (1) 契約書、仕様書、要求水準書及び設計書等に、特に明示してない事項で、本業務の実施上当然必要な事項については、受注者の負担において処理すること。
- (2) その他特に定めのない事項について協議を必要とする場合は、すみやかに監督員に報告し指示をうけて処理すること。